

博士論文審査及び最終試験の結果

審査委員（主査） 村尾誠一

学位申請者 潘 秀蓉

論文名 「周作人と日本古典文学—その一九二〇年代の日本古典の翻訳をめぐる」

結論

潘秀蓉氏から提出された博士学位請求論文「周作人と日本古典文学—その一九二〇年代の日本古典の翻訳をめぐる」について、論文審査と口述による最終試験の結果、審査委員会は全員一致して博士（学術）の学位を授与するにふさわしい研究であるとの結論に達した。

なお、審査委員は、村尾誠一を主査に、副査として、本学名誉教授で東京学芸大学教授沓掛良彦氏、学内の柴田勝二氏・川口健一氏・臼井佐知子氏、さらに、審査協力者として中国文学の専門家である本学の小林二男氏を加え、6名で構成された。

論文の概要

周作人は近代中国における文筆家として、高い評価を得ている。その初期の段階で彼は、日本の古典を精力的に翻訳し、中国に紹介している。そのことは、すでに注目され、彼の文筆家としての成長を考える上でも大きな問題であることは認識されていた。しかしながら、周作人の研究者が、日本古典の翻訳についてその内実はまだ踏み込み論じることが全くといってよいほどされていなかった。潘氏の論文はその問題にはじめて詳細な光をあてたものであり、周作人の研究の上では画期的な成果である。この研究は誠実な態度で実証的になされたものであり、明確には示されていない翻訳の原典をつきとめるとともに、その翻訳において見られる個性についても、作品によっては、日本における研究注釈の成果に拠っていることを明らかにしたものである。さらに、翻訳された日本の古典が、1920年代の中国における社会の近代化を進める言説として機能するところを解明したものである。この翻訳の作業が周作人の文筆家としての自己形成にどのように関わったのかも明らかにしている。こうした作業を通じて、周作人の翻訳を支えた同時代の日本における国文学研究のあり方をも照らし出す結果ともなった。一見地味な論文だが、その成果は豊穡なものがある。

以下、この論文を形成する各章の内容を簡単に辿る。

序章は、周作人の紹介に始まり、研究の現状を述べ、本格的に論じられたことがない、その文筆家としての始発期である1920年代の日本古典翻訳を問題にするという問題提起がなされる。その上で、原典や翻訳に用いたテキストの調査、翻訳の背景と目的、選択眼と見方、翻訳の姿勢を論じるという本論文の基本的な方法が提示される。

第1章「周作人における日本古典の翻訳と紹介」では、周作人の日本古典の翻訳が、1920年代と1950・60年代に区分けでき、他からの要請によるものである後者に対して、ここで問題とする前者が自発的な翻訳であることを示す。次に周作人の日本文化へ

の高い評価と見識を述べた後、翻訳の目的と背景を述べる。中国における社会の近代化を推進するためであり、国民性の改造を意図したものであったとする。そして、人類文化学（民俗学）からの影響や、周作人の啓蒙的な文学観という背景にも触れる。さらに、翻訳の姿勢について、「直訳」の方法、白話文の使用、自分の好みにあったテキストの選択、「信・達・雅」という翻訳の理念の4点にわたって検討する。

第2章「周作人と古事記」では、周作人は『古事記』という作品の中から「女鳥王と速総別王の反逆」「軽太子と衣通王」の二つの部分を選択し、タブーを犯してまでも成し遂げようとする情熱的な恋愛の存在を伝えようとしたことを示す。「愛は強くして死のごとし」という周作人が「雅歌」から得た恋愛理念に基づくものであることを示す。さらに、他の翻訳と対比し、周作人の恋愛観がよく示されている翻訳のあり方を確認する。

第3章「周作人と徒然草」では、周作人が触れ得た徒然草注釈書の悉皆的検討により、北村季吟『徒然草文段抄』、伊藤平章『徒然草講義』、逸見仲三郎・神崎一作『文法附注徒然草要義』という翻訳テキストの確定を試みる。その上で、他の訳者と異なる誤訳的な特異な訳文、自由な恋愛観と女性解放を重視する姿勢の鮮明な訳文も、上記の注釈に依拠したものであることを明らかにする。

第4章「周作人と狂言」では、狂言翻訳の背景として、滑稽という要素への好み（中国の学芸ではそれが欠けることへの批判に基づく）、中国旧劇への批判（猥褻・教訓的なものを嫌悪する）、平民文学としての狂言観を指摘し、支配者の権威に対する軽蔑と反抗、庶民の日常生活の出来事が表現されているものを好んで選んでいることを述べる。さらに、鷲・和泉・大蔵の各流派から最も好みに合致したものを選んでいる（雷に対する観念・嫉妬に対する姿勢）翻訳の原典選択の様を確認する。

第5章「周作人と一茶」では、一茶への関心が児童文学への関心に基づいていることを明らかにし、翻訳された原句を調査する。その上で、一茶の生涯への関心、子供にとどまらず草木虫魚への愛情に対する共感、貧しい人への愛情に対する共感といった一茶への関心の所以を明らかにする。さらに、俳句翻訳の問題として、中国白話詩への影響が意図されていることを述べ、用語の配慮、助詞の使用、一行詩の形式の採用など具体的な翻訳手法を分析する。伝統的な定型詩の形に翻訳する他訳との比較を通して周作人の散文訳が自然であることを示す。

第6章「周作人と俗謡」は、俗謡への関心が、平民文学への評価・民俗学的なものへの興味に基づいていることを明らかにする。さらに、翻訳された原句の調査を行う。その上で、原句の味わいを生かすための翻訳の工夫について考察する。

第7章「周作人と川柳」では、中国人の国民性の改造を視野に、庶民芸術・滑稽文学への興味に拠ることを明らかにし、翻訳された原句の調査を行い、川柳の特色認識と選択眼を考察する。川柳を、穿ち・風刺の芸術と認識した上で、心中や猥褻な句を選ばない、風刺を必ずしも重視しない、悪意のない風刺を好む、権威を軽蔑反抗する句が多いなどの姿勢を明らかにする。さらに、翻訳が江戸と大正の物に限られ、明治期の川柳が選ばれてない点も指摘する。さらに、俳句翻訳との相違と誤訳の検討を行う。

以上が第一部であり、それぞれの翻訳に即した議論を展開する。以下第二部は総括或いは結論部という性格を持つ。

第8章「周作人の恋愛観・女性観・児童観」では、周作人による日本古典の翻訳の目的

姿勢が総括される。西洋からの観念を移入することにより得られた近代的な人間観に基づく中国人の国民性と社会の改良を目的とし、近代的な人間観から共感できる側面を日本古典に発見し、それを翻訳により中国社会に提示し、中国の伝統的な観念や社会への批判を行うという意図が確認される。恋愛の重視・女性の尊重・児童の尊重に具体化し、自らの思想形成の具としても機能する面を明らかにする。

第9章「周作人の人生観」では、逆に、徒然草翻訳の重要性から、周作人の人生観の背後の無常観・隠遁志向を養う面を明らかにする。西洋経由の「知」の部分のみではなく、日本の古典を経由した「情」の部分にも注目し、後の周作人の伝統回帰の力ともなる面を摘出する。

終章において、散文の大家としての作風形成への展望を述べて論文を閉じる。

審査の概要及び評価

審査委員は、論文の審査及び口述試問により、潘氏の論文は、周作人研究において、重要性は認識されながらも、なされることのなかった分野の解明に果敢に挑んだ先駆的な業績であり、それが、妥当な実証的な方法でなされており、優れた学術研究であることを確認した。日中比較文学研究の分野の業績としても、十分に納得の行く方法で研究されたものであり、優れた学術性を有していると判断してよいだろう。これは、我々の判断であるとともに、この論文を構成する多くの部分が、すでに何らかの審査を経た活字発表を経ていくことから知られよう。以下、我々の判断の主たる根拠を簡潔に示す。

1、今まで研究されることがなかった周作人による日本古典文学翻訳の実態の実証的な解明がなされている点。

何よりも今まで重要性を指摘されながらも、特に中国人のこの問題に関心の有る研究者からは、日本の古典読解のハードルが高くなされないままであった分野に、光をあてている。周作人の1920年代における日本古典文学の翻訳の全体を実証的に検証しており、これだけでもこの論文の価値は大きいものがあると言えよう。

2、資料が徹底的に調査され、必ずしも明示されているわけではない翻訳の原典が明らかにされ、場合によっては依拠した注釈書までもが明らかにされている点。

周作人の翻訳の場合、原典の出典などが必ずしも明らかにされていない。特に俗謡や川柳などは、現在の日本でもあまり読まれなくなった作品も少なくなく、国会図書館に日参するようにして、資料を博搜して調べ上げた点は、高く評価されなくてはならない。徒然草については、誤訳ともいえる特異な周作人による訳文が、彼の個性的な処置のみではなく、当時の研究・教育の成果による注釈に依拠していたことを確かめ得た点は驚異的ともいえる努力による探索である。

3、周作人の日本古典文学の翻訳の基盤・目的・姿勢が説得的に明らかにされ、彼の文筆家としての思想家としての形成に重要な位置を占めていることを示し得た点。

周作人の日本古典文学翻訳は、彼自身の獲得した近代的な恋愛観・女性観・児童観・文学観に基づく物であり、それぞれが、どのような物であるかも明確に析出されている。それを基に、中国の近代化を進め、国民性を改良しようとして、日本の古典文学を紹介するのだという目的での翻訳であり、その姿勢が翻訳の様々な面に反映していることも、説得的に説明し得ている。さらに、それが、彼の思想家・文筆家としての形成に大きな力とな

っていることも示し得ている。近代的な側面のみではなく、隠遁的な側面にも注目し、論に厚みが増えられている。

4、周作人による日本古典の翻訳が、中国における1920年代の社会の近代化を推進する言説として機能していることを解明する点。

周作人による日本古典文学の翻訳が、当時の中国における近代化を推進する言説として機能している点を明らかにし得たのは、日本文学の立場からしても興味深い見解の提示である。日本古典文学の外国における受容ということでは、伝統文化に対するエキゾチズム的な享受を一般化しがちであるが、それとは正反対の近代化という文脈で享受されたことは新鮮な読後感であった。

5、周作人の翻訳を支えた同時代の日本における国文学研究および享受のあり方も返照する点。

この研究は、必然的に周作人が日本の古典に触れた時代の、日本における古典研究・読書のあり方をも返照する。明治期を通じて形成されてきた国文学研究は、文献学を中心に国家主義的な支えにより発展してきたが、大正期に至り新しい傾向が芽生え、一種の自由主義的な雰囲気醸成したといえる。周作人の翻訳を支えたのは、そうした当時の国文学の状況であったともいえるであろう。それが具体的に論及されているわけではないのだが、この論述は必然的にそうした問題を照らし出す。

上記のように、この論文は、周作人という中国近代文学史上極めて重要な文筆家の研究の上で、多大な貢献をなしていると同時に、日本の古典文学作品の海外において持ち得る影響力の側面を明らかにするとともに、大正期を通じて形成された日本の国文学研究の新しい流れのあり方をも返照している、波及力の大きなすぐれた成果であるというべきだろう。

さて、言うまでもないことだが、この論文にも問題点はある。以下問題とされる主な点についても簡単に述べておく。

1、周作人の翻訳、さらには、文業の全体像の中での位置付けの論及が不十分である。

周作人は、他の言語からの翻訳も試みているが、そのあたりが、簡単な指摘にとどまるだけで、その翻訳という行為全体の中での位置付けが十分ではない。また、周作人の文業の全体を考えたうえでの、その限界的な部分をも含めたこの訳業の位置付けも欲しいところである。無論、このような要求がやや過大なものであることは審査委員も了解しているが、今後の研究の進展の中で第一に考えて欲しい点である。日本古典文学の翻訳という行為を、周作人全体像の中で、もう一度相対化させる必要があるだろう。

2、1920年代前後の中国の社会状況に関するもう少し詳しい情報が提示されてもよい。

論述に直接かかわる部分についてはそれなりの論及があるが、1920年代における中国の近代化がどのようなものであったのかについて、もう少し詳しい論述がなされた方が、読み手に対しては理解をより深めることになったと思われる。

3、中国女性（対して男性も）のあり方などについても、通念的な理解を超えた社会的な研究からの成果も取り入れてほしかった。

最近では社会科学の分野で通念を超えた具体的な事例に基づく研究もなされている。そのあたりが取り入れられれば、周作人という知識人の位相を考える上で、より厚みのあるものになったであろう。

4、翻訳の文体に関する論証が十分ではなくもう少しつっこんだ議論がほしい。

日本語による、日本の読者を前提にした論文であるゆえに、切り捨てたという面もあるかもしれないが、翻訳の文体、翻訳文形成における語彙の選択や文体の選択などの検討もなされてもよいのではないか。

5、日本の古典作品の解釈に関して時に再検討を要する箇所がある。

俗謡や川柳など注釈が整わない作品もあり、また、時代の独得の反映が現在では分かりにくい例もあり、無理からぬことではある。しかし、翻訳のニュアンスなどまでが問題にされる場合もあるので、逃げることは許されない課題であろう。

6、返照されているはずの、当時の日本における国文学研究の状況に関する論述を加味すれば、論はより厚みを増したと思われる。

この問題については、むしろ読み手の側で引受けるべき問題かもしれないが、もう少し論述されていれば、よりこの成果の意義は広がったと思われる。また、それ以前の日本においての社会状況の返照もなし得るものと思われる。

なお、口述試問では、周作人と日本古典との出会いが大きな焦点として議論されたが、それは、上記したこの論文の高く評価される点と問題点との交点であるに他ならない。その他、すでに記したこと以外にも、周作人の中国語の日本語への翻訳の問題、中国文学における滑稽要素の問題、儒教への親近と反発の問題などが質疑され議論された。また、論文の叙述がやや平板で、繰り返しが多いなど、やや洗練を欠いている点の指摘などもなされた。

こうした問題に対する口述試問での受け答えも適切になされ、提示された論文の問題点に対する自覚も十分なものであった。また、問題点の指摘自体が、この業績の先駆性に触発された後に進むべき課題の提言でもあり、成し遂げられた成果の学術性を否定するものではない。よって、審査委員会は全員一致して最初に述べた結論に達した次第である。